未収金		指定正味財産	
未収共済掛金		剰余金	
前払費用		基金等合計	
未収収益		その他有価証券評価差額金	
仮払金			
法第20条繰延資産			
その他の資産			
繰延税金資産			
貸倒引当金		純資産の部　合計	
資　産　の　部　合　計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

（１）　継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

（２）　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　退職給付引当金の計上方法

④　価格変動準備金の計上方法

⑤　収益の計上方法（利用者との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における利用者との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑥　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

（３）　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（４）　会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

②　表示方法を変更したときは、その内容

（５）　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項